

平成 12 年度	11	10,841	3,039	3,980	17,871
平成 13 年度	26	4,815	2,949	7,272	15,062
平成 14 年度	15	4,901	2,607	10,786	18,309
平成 15 年度	23	3,986	1	29,164	33,174
合計	1,255	73,291	20,281	226,349	321,176

長期的にはこれらの資料の増加を考えると今後は施設の拡充が必要となる。今後、どのような資料を歴史館のいずれの場所に受け入れていくかについて一定の方針を立てることが必要と思われる。

また、文献史料部門の収蔵史資料については行政文書の約半分を除いてデータベース化が進んでいない。また総合情報部門と写真等を除く考古資料部門の収蔵資料についてはデータベース化されているものの盛り込むべきデータは不十分なところが多く未整備な状態である。これらのデータベース化については、速やかな整備が望まれる。

さらに、歴史館によれば、埋蔵品の現在の収納状況及び今後整理に必要な作業量は以下のとおりである。これらについても、適正な人員配置を確保し、整理計画を速やかに策定する必要がある。

表 2-59 搬入された埋蔵品の現在の収納状況及び今後整理に必要な作業量

種類	平成 15 年 3 月時点	状況	今後整理に必要な作業量
土石器	分別され第 1 収蔵庫に収納されている	収蔵庫は満杯で、現状では追加収納は不可能。 平成 15 年度から、閲覧頻度の高いもの（報告書掲載資料）を収蔵庫に収め、それ以外のものはプレハブ又は屋外にシートをかけて保管する作業を逐次進めている	今後の埋蔵文化財センターから移管量及び方法により作業量が確定する
金属器	基本的に保管処理を経て分別収納されているが一部未処理あり	土石器と同様の収納をしている。	土石器と同様
木製品	保存処理終了した時点で分別・収納	保存処理終了 4267 点 残り：1327 箱	洗浄：1 人×22 年 処理：2 人×53 年
骨類	現状のまま収納	完全人骨 10 体のうち処理済み 2 体（他 8 体はセメダインを染み込ませた仮処理） その他、部位毎に保管しているものは現状のまま。	8 体及び各部位の骨の処理の見通しは立っていない。
炭化種子	全体像が確認できず、保存状況不明	一部冷蔵庫 3 台で保管埋蔵文化財センターから直接大学等の研究機関に行ったまま、歴史館に移管されていないものが多数ある。	研究機関に行ったままになっている資料の移管後、作業量が確定できる。
写真・図面 関係		埋蔵文化財センターから移管されたままの状態。とくに写真については外部からの借用依頼が多いが該当写真がすぐ取り出せる状態になっていない。 収納場所はほぼ満杯。	写真関係 6790 件、図面類 2590 件、台帳類 5060 件の整理収納が必要。1 名で 3 年間と推計。

4 利用者増加対策について

(1) 隣接する施設との提携強化の必要性

歴史館は、最寄り駅から徒歩で30分近くかかり、必ずしも交通のアクセスが良い立地とは言えないが、この場所に県立歴史館を建設したのは国史跡森将軍塚古墳があつたためである。その後、平成9年に森将軍塚古墳館が開館し、科野の里歴史公園も整備が進んでいる。

これら近隣施設は歴史を取り扱った施設であるため、利用者も両方の施設に行く可能性が高く、下記のように近隣施設の入館者は連動しており、歴史館の入場者数も、森将軍塚古墳館や科野の里歴史公園入場者の増減に影響を受けると思われる。

表 2-60 近隣施設 入館者数の推移 (単位:千人)

年度	H6	H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15
歴史館	92	137	108	86	98	96	86	92	92	97
森将軍塚 古墳館 (注1)	-	-	-	40	35	34	29	30	31	29
科野の里歴史 公園 (注2)	-	-	-	-	-	52	52	63	63	58

(注1) 千曲市立森将軍塚古墳館とは国指定史跡となっている4世紀代の建造された前方後円墳である
森将軍塚古墳から出土した副葬品・埴輪、竪穴式石室を実物や模型・映像によって展示している。

(注2) 科野の里歴史公園とは千曲市により長野県立歴史館をはじめとした史跡森将軍塚古墳の周辺一帯の整備された公園である。公園内には古墳時代の発掘された家、物置小屋や倉庫、儀式の場などがムラとして復原されている。なお入場料は無料となっている。

しかし、これらの近隣施設の関係は薄く、森将軍塚古墳館のパンフレットには県立歴史館について記載されているものの、県立歴史館のパンフレットには森将軍塚古墳館や科野の里歴史公園について記載されてはいない状況である。

現在、歴史館では観光客誘致のための広域的な取り組みに着手しているとのことであるが、今後は近隣施設が協力してパンフレットにお互いの施設を紹介するとともに、「財団法人ながの観光コンベンションビューロー」が発行している長野市を中心とした観光施設割引券を参考にしながらお互いの施設の割引券等を発行することが利用者増につながると思われる。また年に3回程度、森将軍塚古墳を中心とした地域の行事にはお互いに共催しているが、今後も共同で企画したイベントを開催するなどより一層の提携強化が望まれる。さらにアクセス面でもシャトルバスの運行数の回数増加により利用者増

加を検討することも有効と思われる。

(2) 利用料金の見直し

平成 15 年 4 月 1 日から、県内外問わず小中高校生の土日祝祭日の観覧料無料化を実施している。これにより平成 15 年度の減免人数が小学生で 1,444 名増加している。

なお個人の小中高生の入館者でも一校としてカウントしているため平成 15 年度の校数も急増している。

表 2-61 学校関係の減免実績の推移

(人数：千人)

区分 年度	小学校		中学校		高等学校		特殊学校		合計	
	校数	人数	校数	人数	校数	人数	校数	人数	校数	人数
平成 6 年度か ら平成 7 年度	113	9	20	2	27	2	13	0	173	14
平成 8 年度	143	10	13	1	16	2	5	0	177	13
平成 9 年度	155	10	17	1	19	1	14	0	205	14
平成 10 年度	155	11	15	1	19	2	2	0	191	15
平成 11 年度	162	11	29	1	15	1	4	0	210	14
平成 12 年度	166	11	13	1	16	2	2	0	197	14
平成 13 年度	184	12	13	1	11	1	3	0	211	15
平成 14 年度	182	11	16	0	25	1	6	0	229	14
平成 15 年度	1,369	13	202	0	112	2	5	0	1,688	16
合計	2,629	101	338	12	260	18	54	1	3,281	133

現時点では、平日と休日で県外の高校生以下の料金が異なっている。具体的には、休日には、すべての高校生以下が無料となるのに対して、平日には、県内の高校生以下のみ無料として扱われている。小中校生を全て無料としている施設が平成 15 年 4 月現在、47 都道府県のうち 34 都道府県、高校生を含めて無料としている施設が 21 都道府県となっている現状を踏まえると、利用者増加させるため平日の県外の高校生以下の料金についても無料化を検討する必要があると思える。

(3) 企画展の工夫

過去 10 年における企画展の来館者の推移をみてみると年度のよってばらつきが見られる。企画展は年に 2 回開催される事業であり、それが成功するかどうかで年間の来館者数に影響を与える。魅力のある企画展を開催することが期待される。

表 2-62 企画展の来館者の推移

(単位：千人)

年度	H6	H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15
企画展の 来館者数	34	23	21	15	32	30	25	34	33	33
全体の 来館者数	92	137	108	86	98	96	86	92	92	97
割合 (%)	37.3	17.0	19.4	17.9	33.1	31.5	29.8	37.1	36.4	34.3

(注) 平成 6 年 11 月 3 日開館のため平成 6 年は約 5 ヶ月間分

(4) アンケート結果の利用

毎月、アンケートを回収し、その意見を分析して改善にあてているが、アンケート回答の大半が子どもに対するアンケートであり、保護者などの大人の意見が吸い上げられていない。大人の意見も反映できるようにアンケート回収の方法を工夫或いは改善する必要があると思われる。

(5) 講堂（ホール）の利用促進

1 F にある講堂は、社会科見学の際の全体説明・控え室や講演会の会場に利用されているが、土日の利用日数は半分程度あるものの平日を含めた年間の利用日数にすると会館日数の 1/3 にあたる 100 日程度の利用にとどまっている。現状においても古墳祭りなど関連する団体との共催事業での活用を図ってはいるが、今後も入館者を増加させる努力を行うとともに併せてホールの利用率を高めることが望ましいと思われる。また、歴史館の運営に支障のない範囲で利用を希望する県民に対して講堂を開放することも併せて検討することが望ましい。

5 契約の競争性について(意見)

事業団財務規程第 51 条によれば、「予算執行者は、競争入札及び随意契約に付するときは、あらかじめこれらに付する事項の価格の総額について予定価格を定め、予定価格調書を作成しなければならない。」とされている。随意契約においても予定価格は発注の起案段階で設定することとなっており、市場調査等により設定することになっている。

(1) 業務委託契約

過去 5 年間の業務委託の内容、金額、落札率の推移は表 2-63 のようになっており、委託金額総額は減少傾向にある。内容を調査したところ、以下のような改善を要する点があった。

表 2-63 委託業務内容と契約金額等の推移

No.	業務	契約方法	業者	平成11年度		平成12年度		平成13年度		平成14年度		平成15年度	
				入札金額	落札率								
1	設備保守点検業務(※1)(※2)	指名競争	A社/B社	7,035	80.0%	7,035	97.1%	6,825	98.4%	5,460	80.0%	—	—
2	設備管理業務(※2)	指名競争	B社	16,304	94.3%	16,380	98.1%	14,905	98.8%	14,899	99.2%	—	—
3	設備運転・空調設備運転保守点検業務(※2)	指名競争	B社		—	—	—	—	—	—	—	17,115	81.2%
4	清掃業務	指名競争	C社	18,890	94.7%	18,185	99.8%	18,165	100%	13,545	73.2%	14,490	78.4%
5	展示監視受付業務	指名競争	B社	20,966	95.1%	19,782	99.9%	18,799	99.4%	20,853	98.3%	20,286	95.6%
6	賃貸業務(※3)	指名競争	D社	6,230	95.2%	6,216	95.2%	6,216	95.2%	6,298	91.9%	6,350	99.1%
7	空調自動制御設備保守点検業務	随意契約	E社	3,465	92.4%	3,465	97.0%	2,835	95.2%	2,835	95.2%	2,730	96.3%
8	エレベーター保守点検業務(※4)	随意契約一指名競争	F社	2,772	95.2%	2,772	95.2%	2,702	99.0%	2,702	97.5%	2,702	99.0%
9	電話交換設備保守点検業務	随意契約	G社	661	—	661	—	558	—	558	—	558	—
10	自動販売機保守点検業務	随意契約	H社	308	—	308	—	308	—	308	—	308	—
11	機械保守管理業務(※5)	随意契約一指名競争	I社	1,260	87.0%	1,260	85.7%	1,260	80.0%	1,260	96.0%	1,197	87.6%
12	屋外展示植栽管理業務	随意契約	J社	768	—	789	—	789	—	789	—	789	—
13	自家用電気工作物保守管理業務	随意契約	K社	992	—	992	—	992	—	942	—	861	—
14	浄化槽保守点検業務	随意契約	L社	851	—	851	—	851	—	851	—	851	—
15	電動カムウェーブー保守点検業務	随意契約	M社	298	—	298	—	298	—	298	—	298	—
16	放射線測定業務	随意契約	N社	32	—	32	—	32	—	32	—	32	—
	合計			80,630	—	79,009	—	75,540	—	71,634	—	68,751	—

(※1) 平成12年度から平成13年度にかけてはA社が委託し、平成14年度はB社が委託している

(※2) 平成15年度から「設備保守点検業務」と「設備管理業務」の業務は統合して「設備運転・空調設備運転保守点検業務」となった

(※3) 機械設備は設備費がかかるから、設備の減価償却期間である5年ごと入札を行い、その後の4年間は同一業者と随意契約を締結している

(※4) 平成16年度に随意契約から指名競争入札に変更している(平成15年度まではF社が受託)

(※5) 平成16年度に随意契約から指名競争入札に変更している(受託業者の変更なし)

指名競争入札による契約の落札率を調べたところ、表 2-63 のようになった。清掃を受託しているC社は平成 13 年度に落札率 100%で受託している。また設備運転・空調設備運転保守点検業務及び展示監視受付業務を受託しているB社も高い落札率が過去に続いている。平成 14 年度以降はこのような状態は改善されつつあるが、「第七 県立信濃美術館」でも記述したように、問題のあると思われる契約締結を防止するための内部管理体制の整備が必要であるとともに、競争性を働かせ経済的な調達を行う努力が必要と思われる。

(2) 随意契約について

平成 15 年度に管理費或いは事業費の「需用費」、「役務費」及び「委託費」として支出されている修繕費或いは物品購入費うち金額 400 千円以上の取引から 6 件を任意に抽出し、契約内容を調べたところ、すべて随意契約によって調達されていた。またこれらの契約について、予定価格と契約価額を比較したところ、落札率 100%の案件が 6 件中 5 件見られた。表 2-64 はこれらの契約の一覧である。

表 2-64 随意契約の内容

(税抜、単位：千円)

番号	契約日付	案件	予定価格	予定価格算定方法	見積もり徴収(安価な順)			契約額
					1	2	3	
1	10/3	カバーパネル取り付け	1,850	市場調査	A社 1,850	B社 2,000	C社 2,100	1,850 (100%)
2	11/28	エアコン設置費用	455	市場調査	D社 455	E社 511	-	455 (100%)
3	12/6	漏洩防止水切り装置	900	市場調査	A社 900	C社 1,055	B社 1,120	900 (100%)

4	H16 3/6	善光寺門前修繕	777.2	市場調査	D社 777.2	-	-	777.2 (100%)
5	3/10	事務処理システム化	838	市場調査	E社 571	F社 838	-	571 (68%)
6	6/12	職人尽図修理	1,360	市場調査	G社 1,360	H社 1,500	-	1,360 (100%)

(注) □で囲んだ金額は契約額。

財務規程に従えば、市場調査等により予定価格を予め設定すべきであるが、現状では、施工実績のある業者一社から見積りを取り寄せ、それを予定価格とし、決裁を経た後、複数業者から見積りを取り寄せ、最低価格を呈示した業者の見積り価額を契約価額としているとのことである。過去に施工実績のある建設業者が、契約の履行が確実且つ施工上のノウハウも有していると推定される場合が多いが、参考見積価格をそのまま予定価格としたことにより落札価格が予定価格と同額となったケースが多くなっている。今後、予定価格の算定に当たっては、施工実績のある業者一者の参考見積りのみに頼ることなく、市場調査の範囲を広げるなど、改善する必要がある。

また、契約番号1及び3は、いずれも建物の雨漏り修繕工事であり、歴史館を当初建物した建設業者に発注しているものである。予算上の都合から一度に契約できること、当初の建設業者から最も経済的に調達できると考えたこと等、分割して随意契約とした理由は一概には否定できないが、何故一括して入札に付きなかったのかという点について、県民の視点からすれば疑問が起これえよう。仮に予算不足等のため、一括入札が不可能であっても緊急に修繕すべき箇所全体の額を予め見積もりさせるなど、一括入札と分割発注との間に契約額に大きな相違を生じることのないよう一層経済的な調達方法を検討することが望ましい。

6 長野県人権啓発センターとの関係(意見)

(1) 設立の経緯

長野県人権啓発センター（以下、「人権啓発センター」という。）を歴史館内に設置した理由としては、長野県の人権啓発に関わる施設を建設したいニーズに対して、財政的な問題もあり新設することは厳しい中、歴史に関するということで歴史館のスペースを有効利用しようとしたものである。

(2) 人権啓発センター概要

表2-65は、人権啓発センターの概要である。

表 2-65 人権啓発センター概要

施設名	所在地	目的	主な設備等	職員数
人権啓発センター (平成 12 年 12 月開館) 延床面積 188 m ²	長野県立歴史館 1F の講堂隣のスペースを利用	人権問題に関する資料の展示や調査・研究機能をもった施設を整備し、県民の人権意識を高め、もって人権問題の解決に資する。	展示室 (145 m ²) 事務室 (43 m ²)	4名 (企画局ユマニテ・人間尊重課の分室扱い)

(3) 事業概要

人権問題に関する啓発事業を行う。具体的には展示・啓発資料作成のための資料の調査研究、来館者への説明、資料展示による啓発等を実施している。

表 2-66 開館時間、休館日、入館料

開館時間	午前 9 時から午後 5 時 (入館は 4 時 30 分まで)
休館日	毎週月曜日 (月曜日が祝日の場合は火曜日)、12 月 28 日～1 月 3 日
入館料	無料

表 2-67 入館者数の推移 (単位: 千人)

年度	平成 13 年	平成 14 年	平成 15 年
来館者数	11	11	10
歴史館入場者数	92	92	97
割合	12.7%	12.5%	10.8%

(4) 県との経費負担割合

歴史館との管理費との負担割合は文化財・生涯学習課と企画局ユマニテ・人間尊重課との申し合わせにより電気料、水道料、清掃代については面積割り、設備保守業務や警備業務等のその他の経費については歴史館が負担することになっている。

(5) 意見

歴史館を県に直営化すると両者とも県の管理施設となるが、人権啓発センターの経費を部分的に歴史館が負担してきたが、直営化を契機に経費の負担割合を見直すかどうか現在は決まっていないため早急に検討する必要があると思われる。

また現状では学校、団体客の受付業務は歴史館の方で併せて行っているが、今後は全ての受付業務の一本化し効率的な人材配置を検討する必要があると思われる。また歴史館のパンフレットに人権啓発センターの名前を入れるなど相互PRを図ることを検討する必要があると思われる。さらに県内学校等の施設へのPRについては歴史館の職員が人権啓発センターのパンフレットを歴史館のパンフレットと合わせて配布することで行っていることだが、利用者を増加させるにあたり、今後もより一層、歴史館との関係強化をすることが人権啓発センターにとって有効だと思われる。

7 直営化に伴う課題(意見)

(1) 歴史館運営の弾力性

もともと歴史館の運営管理を事業団に委託した理由は、県の補完的役割を担う別個の法人格を持つ組織のほうが機動的且つ効率的に運営ができるということにあったものと思われる。しかし、実態として、歴史館が単なる展示機能だけではなく、民間では扱い手が想定しがたい考古資料調査や公文書館的な機能を有しており、実質的には県の派遣職員がこれらに従事している実態があること、別組織に委託した場合は委託料に係る消費税の負担が発生すること等を考慮して、直営化が決定されたものと思われる。しかし、直営化後は、歴史館の休日や営業時間の問題一つにしても、県の規定に拘束されることになり、歴史館の弾力的な運用が損なわれることが危惧される。このような直営化に伴う弊害を回避し、弾力的な運営を確保することにより、利用者へのサービス水準を保つ必要があるものと思われる。

(2) 人材の有効利用方策

上述のように、歴史館は平成17年度から直営化される予定である。これまで、県は埋蔵文化財センター、歴史館及び美術館の運営をいずれも事業団に委託してきたが、行政改革の方針によりそれぞれの施設は別の運営形態となる。また、公務員派遣法の施行に伴い、県からの事業団への出向期間も最長5年に限られることとなる。

表2-68は、現在の各施設における県の派遣職員及びその内訳である。

表2-68 各施設における県の派遣職員及びその内訳

(単位：人)

	埋蔵文化財センター	歴史館	信濃美術館	合計
改革の方向	事業委託（継続）	直営化	指定管理者制度	
職員数	36	36	22	94

出向者数	32	22	6	60
うち行政職	3	5	4	12
教育職	29	17	2	48
専門教員	22	5	-	27
義務高校教員	7	12	2	21

これまで、県派遣職員は、3～4年で出向解除となり県に戻ることが多かったが、歴史館及び埋蔵文化財センターにおいて考古調査に専従する一部の専門教員については、学校現場に立つことができず、ローテーションやキャリア・アップの機会が限られてきた。

近年の傾向として、埋蔵発掘調査の事業量が減少傾向にあること、県の外郭団体改革において事業団の自立的且つ効率的な経営を行うため、県職員を最小限の任用にとどめるとする方針が打ち出されていること、さらにこのような状況下において事業団職員の給与水準と県の給与水準との差異を維持していくには相当の理由が必要であることから、長期的な観点からは、これらの専門教員が今後、従来どおり派遣職員の身分において発掘調査に従事できる機会は少なくなることが見込まれる。従って、これらの職員の有効活用が今後の課題となる。

今後、これらの人員を上述の職場以外にも人事異動させ有効活用していくのか、或いは埋蔵文化財センターも直営化³し、ここで県職員として発掘調査に従事させるのか等についても検討することが望ましい。

³ もともと県出資等外郭団体見直し専門委員会の素案によれば、「埋蔵文化財センターのように、民間では担い手が想定しがたいものについては、県派遣職員がほとんどである現状もふまえ、県直営化したほうが適当と考えられる」とされていた。しかし、最終答申では、「埋蔵文化財センターについても存続することが当面適切」と最終的な結論を明記していない。また、県の基本方針では、埋蔵文化財センターについては、「現状どおり存続することとするが、県から派遣している教員については、今後の事業量の変動を勘案しながら教育現場に復帰させ、適宜民間事業者で業務を補っていくこととする。」としており、事業の存続は認めているものの、直営或いは委託といったことについて明確な指針を示していない。

埋蔵文化財センターの直営化の障害と県が説明しているのが、発掘調査に係る人件費が国庫補助の対象になるかどうかという点である。埋蔵文化財センターを県直営で運営しない理由として、県は、国庫補助事業における発掘調査に係る人件費は、外部委託する場合は、「測量及び試験費」（工事費）として全額補助対象となるのに対して、県（教育委員会）でこの業務を実施した場合は、工事費ではなく事務費として、事業費の一定割合しか補助が受けられないということを挙げている。一方で、国庫補助事業に係る解説書である「道路関係補助事業質疑応答集」を所管している国土交通省道路局に照会したところ、測量及び試験費には、直接発掘調査に係る人件費も含むこと、委託という形態を探る場合とそれ以外の形態を探る場合で補助対象が変わるという矛盾はありえないという回答を得た。